

# 奨学金返還支援補助金制度

若年層の定住促進を図ることを目的に、大学などを卒業後、または既卒者がU・I・Jターン就業し、奨学金を返還中の方を対象に返還した金額の全額または一部を支援します。

▶支援内容/奨学金を返還した額に応じた支援です。

- ◎町奨学金⇒全額補助・最長15年間
- ◎町以外の奨学金⇒最大12万円/最長5年間

▶対象者/下記の要件をすべて満たす方

- ①奨学金の貸与を受け、卒業した方（専修学校の一般課程は除く）
  - ②町に住民登録があり、1年以上継続して居住している方
  - ③就業している方（公務員は除く）
  - ④就業開始時の年齢が35歳未満の方
- ※そのほか、奨学金・町税などの滞納がある方や奨学金の返還に対し、支援を受けている方、合計所得金額が1,000万円を超えている方は対象外になります。

▶事前届出/町内居住・就業が決まったら、町に事前届け出書を提出してください。

令和7年度中の領収書等の関係書類は必ず保管しておいて下さい。令和8年4月以降の補助金申請となります。※上記の対象者要件を満たす方で、令和6年度中に奨学金を返還している方が事前届出書を提出した場合、一部令和7年度補助金の対象となることがあります。

令和6年度中の返還額に応じて補助金を交付します。事前届け出済みの方には、申請書を郵送しますので、関係書類を添えて期日までに提出してください。

◆補助対象期間 次のうち最も遅い日の月初めから起算

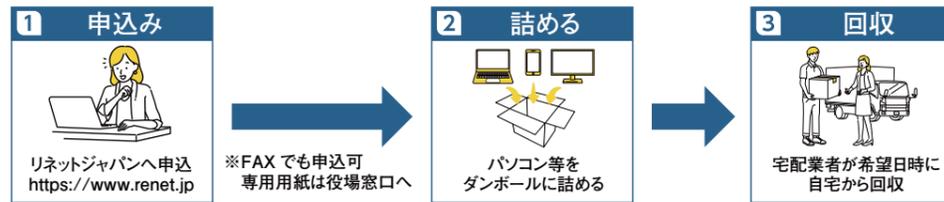
- ①奨学金の最初の返還期日
- ②本町に住民登録を行った日
- ③就業を開始した日
- ④事前届出の登録した日の3カ月前の日

令和7年度  
補助金申請

★詳しい情報や申請書類は町ホームページでご覧いただくか、下記に問い合わせください。  
問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 482-2913 (課直通)  
町教育委員会管理課 ☎ 482-2945 (課直通)

## 小型家電回収の一部料金の価格改定について

町では、使用済み小型家電を従来の回収ボックスや美留和処理場への持ち込みによる回収方法に加え、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、『宅配便による回収』をしております。4月1日より回収料金の改定が行われるため、改めてお知らせします。



- 「ノートパソコン」、「一体型パソコン」、「デスクトップパソコンの本体」のいずれかを含むダンボール1箱分の回収料金が無料です。ただし箱の縦・横・高さの長さの合計が140cm以内で重さ20kg以内の物に限ります。
- 「ノートパソコン」、「一体型パソコン」、「デスクトップ型パソコンの本体」を含まない場合や、2箱目以降は1箱につき1,848円(税込)の回収料金が発生します。
- パソコンのモニターも回収可能です。ただし、ブラウン管モニターは4,268円(税込)の追加料金が発生します。
- 対象外の物<テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、石油・灯油を利用したストーブ類など>

お問い合わせお申し込み先  
スマホ・PCから …… リネットジャパンリサイクル(株)のHP <https://www.renet.jp>へ  
お電話から …… お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800 (10時~17時) へ  
※申し込み方法は、インターネットまたはFAXのみにとなります。  
FAXでの申し込みに必要な専用紙は役場窓口まで

◆従来の出し方も可能です(ごみ袋不要・料金無料) ※ただしパソコンのモニター等は受入不可。

- (1) 回収ボックスへ持ち込む ※投入口30cm×30cmに入る物
- (2) 美留和処理場へ持ち込む ※回収ボックスに入らない物はこちらへ

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 482-2934 (課直通)

## 令和7年度事業を紹介します!!

桜の開花が待ち遠しい時期になりました。新年度でお忙しい方もいるかもしれませんが、春の日差しを感じながらほっと息抜きの時間を作りたいですね。今回は皆さんの健康づくりに関する事業のお知らせです。

### 【今年度も脳ドック検診の助成を行いません】

町では働き盛り世代の方の脳血管疾患の早期発見のきっかけ作りとして、摩周厚生病院での脳ドック検診の助成を行なっていません。《脳ドック検診の対象》：①〜⑦の全てに該当する方が対象となります。

- ①町に住民票のある方
  - ②令和7年度中に40歳になる方から検診当日74歳までの方
  - ③過去2年以内に本事業による助成を受けていない方
  - ④脳血管疾患で治療中および経過観察中ではない方
  - ⑤外科的手術により、体内に金属およびペースメーカーが入っていない方
  - ⑥町の事業以外で脳ドック検診の助成が受けられない方(勤め先などで助成がある場合は、そちらをご利用ください)
  - ⑦町税などの未納がない方
- 《申込期間・方法・自己負担額》  
摩周厚生病院での脳ドック検診が助成対象となります。4月1日(火)から令和8年2月27日(金)までに、事前に「脳ドック検診申請書」「事前問診票」をご提出いただき、内容を確認の上、助成を決定します。自己負担額は、年齢や特定健診を同時受診するかによって約

8,000(約11,000円)と異なります。(特定健診と同時受診できるのは国民健康保険加入者のみとなります)  
《脳ドック検診を受けた後は》  
至急精密検査が必要な方以外は役場の保健師から結果をお返しします。食事や運動などの生活習慣について、「何に気を付けたら良いか」を脳ドックの結果に応じてご相談いただけます。

### 【成人の帯状疱疹ワクチンが定期接種になります】

R7年度より、年度65・70・75・80・85・90・95・100歳以上の方は帯状疱疹ワクチンが定期接種として受けられるようになります。町では令和6年度より「接種日に町に住民票のある50歳以上の方」を対象に助成を行っており、定期接種に移行後も対象要件を変更せずを実施します。

### 《助成対象》

接種日に町に住民票のある50歳以上の方  
《対象のワクチン》  
生ワクチン(1回接種・皮下注射)と不活化ワクチン(2回接種・筋肉注射)がありますが、予防効果期間の長い不活化ワクチンのみが助成となります。

### 《接種スケジュール》

2か月以上の間隔を空けて2回接種(6か月以内を推奨)  
※持病や治療内容により、医師が必要と判断した場合は接種間隔を1か月まで短縮できます。

《助成回数》  
2回を上限にし、1回につき1万円を上限に助成します。(過去に自費で接種している回数は対象になりません)

《申し込み方法》  
予防接種を希望する方は、役場健康こども課健康推進係に申し込みの上、各医療機関で予約してください。

《実施医療機関》  
摩周厚生病院・美里クリニック・川湯の森病院

《その他》  
・不活化ワクチンのため、他のワクチンとの間隔は空けずに接種いただけます。  
・申し込み時には町民であることを年齢の確認ができる保険証などを提示してください。

### 【歯周疾患検診の対象者が拡大します】

年度40・50・60歳の方を対象としていましたが、幅広い世代で歯周疾患予防に取組む必要があることから、令和7年度より、年度20・30・70歳の方も対象となります。対象となる方にはクーポンをお送りしています。町内歯科医院に限りませんが、無料で受けられるこの機会にぜひご利用ください。

各事業の詳細を知りたい方や助成対象になるか知りたい方は健康推進係保健師までお気軽にお問い合わせください。(015・482・2935)

NEW  
NEW

歯周疾患検診対象者	
NEW	平成17年4月1日～平成18年3月31日生まれ(年度20歳)
	平成7年4月1日～平成8年3月31日生まれ(年度30歳)
	昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生まれ(年度40歳)
	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日生まれ(年度50歳)
	昭和40年4月1日～昭和41年3月31日生まれ(年度60歳)
NEW	昭和30年4月1日～昭和31年3月31日生まれ(年度70歳)

## むし歯のなかったお子さん

